

# 第二十六回国 参議院地方行政委員会會議録第三十三号

昭和三十三年五月十一日(土曜日)午前十一時九分開会

## 委員の異動

五月八日委員小笠原二三男君及び久保等君辞任につき、その補欠として大和与一君及び藤原道子君を議長において指名した。

五月十日委員藤原道子君辞任につき、その補欠として久保等君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 本多 市郎君
- 理事 大沢 雄一君  
加瀬 完君  
成瀬 幡治君
- 委員 伊能繁次郎君  
伊能 芳雄君  
小柳 牧衛君  
館 哲二君  
安井 謙君  
久保 等君  
鈴木 壽君  
中田 吉雄君  
岸 良一君

○国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛施設所在市町村交付金に関する法律制定の請願(第五九七号)

○国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に関する請願(第一五二三号)(第一七〇五号)

○国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条の一部改正に関する請願(第六一八号)

○委員長(本多市郎君) これより委員会を開きます。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る八日小笠原二三男君、久保等君が辞任されました。大和与一君、藤原道子君がそれぞれ補欠選任されました。また、昨日藤原道子君が辞任されました。久保等君が補欠選任されました。

- 政府委員 自治政務次官 加藤 精三君  
自治庁税務部長 奥野 誠亮君  
事務局側 常任委員 福永与一郎君  
会専門員

○理事の補欠互選

○委員長(本多市郎君) 次に、理事の補欠互選についてお諮りいたします。当委員会におきましては、去る四月二十三日以来理事一名欠員を生じております。この際、理事の補欠互選を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めて、これより理事の補欠互選を行います。

互選は、投票によることなく、便宜その指名を委員長に御一任願うことにならして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認め、理事に小林武治君を指名いたします。

○委員長(本多市郎君) 次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正する法律案の両案を、便宜一括して議題に供します。

両案の提案理由の説明は、すでに聴取しておりますが、この際さらに、内容の詳細について、政府委員より説明を聴取いたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 便宜、法律案要綱に基きまして、説明させていただきます。国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案要綱から申し上げます。

国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金を交

付することがこの法律の眼目でございます。これらの資産は、いずれも国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律におきまして、交付の対象にしないものと法定されておるわけでございます。あえてこの法律の改正によりまして、単独の法律を制定しようとしたのは、その中には飛行場及び演習場の用に、純然たる行政目的に供されているものがございまして、こゝろものは、国有資産等所在市町村交付金及び納付金の対象にはいたしていません関係上、この法律からはずして、別個の法律にしたい、そうすることによって、純然たる行政目的に供されておる資産に広く固定資産税相当額の交付金を交付しなければならぬという事態には持つていきたくはないという考え方でございます。これらの資産をさらに政令で規定いたしましたというふうに考えているわけでございますが、駐留軍に使用されている資産でございますと、住宅、厚生、慰安の関係の施設、企業関係の施設、さらに飛行場、演習場の土地などは、当然含まれるものというふうに考えているわけでございます。自衛隊が使用している飛行場や演習場につきましては、土地を少くともその範囲に入れたい、かように考えているわけでございます。関係の市町村は、アメリカ合衆国の軍隊が使用してあります資産の所在地、これが百四十三市町村でございます。自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する土地所在の市町村が七

十三市町村でございます。両方を合算いたしましたして、重複分を差し引きますと、二百五市町村ということになる予定でございます。さらに、これらの施設のうち、もし固定資産全体じゃなしに、ある程度しぼって参りますと、若干その数が減ってくるわけでございますが、大体二百前後というふうに御了解いただいてよろしいのじゃないかというふうに考えております。毎年度予算で定める金額の範囲内におきましては、初年度五億円、平年度十億円ということを予定しておるわけでございます。

前項の事務は、政令で定めるところにより、自治庁長官が行うわけでございますが、政令の制定に当りましては、自治庁が大蔵省、調達庁、防衛庁と協議したいと考えております。また、個々の配分額の決定に当りましては、自治庁が調達庁、防衛庁と協議したいというふうに考えておるわけでございます。

なお、前二項に規定するものは、市町村助成交付金の交付に關し必要な事項は、政令で定めるものとしておりますが、交付の時期などを政令で書きたい、かように考えているわけでありまして、おそらく十二月末日までには、交付の事務を完了したいというふうに考えております。関係の市町村に対しまして、ことさらに手数をかけさせることはなからうというふうに考えておるわけでございます。政府の調査したところに基づきまして、こ

の交付金をそのまま関係の市町村へ交付してあげばよろしいのじやなからうかというふうに存じております。

次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を御説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律案において大規模の償却資産に対して課する固定資産税について所在市町村の課税限度額を引き上げることとされていることに対応し、大規模の償却資産について、所在市町村が交付または納付を受ける市町村交付金または市町村納付金の交付金算定標準額または納付金算定標準額の限度額を引き上げを行い、新設大規模償却資産にかかる交付金算定標準額または納付金算定標準額の特例を設けることとするというものであります。これは、国有資産等所在市町村交付金及び納付金も固定資産税にかわるものでありますので、固定資産税について改正されました点をそのまま大規模償却資産についてこの法律の改正を行いたい、かように考えておるわけでございます。内容は全く同じでございます。

なお、公社が所有する償却資産で、鉄道または電気通信の用に供するもののうち、総理府令で定めるものにつきましては、大規模な償却資産にかかると納付金算定標準額の限度を定める規定は、これを適用しないものとしております。総理府令で定めたいと考えておりますのは、国有鉄道や電電公社の資産にかかると納付金でありまして、施設所在の市町村にそのまま還元して参ります部分と、そうでなくて、日本国有鉄道の資産でありますと、国

有鉄道の軌道の延長キロメートル数に按分して、電電公社であります。電話加入権者の数に按分して市町村に配分するものがござります。こういうものにつきましては、大規模の償却資産の規定を適用いたして参りますことは、資産の性格が若干違つて参りますし、また、事務的にも非常に複雑なことになって参りますので、大規模の償却資産にかかります制限規定は適用しないで、そのまま軌道の延長キロメートル数に按分し、または電話加入権者数に按分して関係市町村の財源にいたしたいと考えているわけであります。

第二は、自治庁長官が公社の所有する固定資産の価格等を決定し、これを当該固定資産所在の市町村に配分した後に、その配分した価格等を修正する必要があるときは、翌年度において配分する価格等について清算することができるとすることでございます。現実には公社が自治庁の方に申告をして参りました資産につきまして、所在の市町村が、つまり固定資産税を課するものと、この納付金の対象となるものとがござります。固定資産税の対象になる部分につきましては自治庁に申告をしてしまつたもので、それをはずしてもらいたい、こういうようなことをかなり時間がたつてから申し出てきたりいたします。やはり清算できる規定を置いておいて、そういう問題につきましても、円滑に解決できるようにいたしたいと考えておるわけでございます。

第三は、交付金算定標準額または納付金算定標準額の端数計算については固定資産税の課税標準額の端数計算

の、交付金額または納付金額の端数計算については固定資産税の端数計算の、それぞれ例によるものとする事とを規定しております。もし、こういうことを規定しておきませんと、交付金や納付金は、十円未満でありまして、関係の市町村に納付する、あるいは交付するということになるわけでござります。けれども、事務手続の点から考えますと、交付金額や納付金額であります。十円未満の端数は整理したい、また算定標準額であります。百円未満は整理したい、こう考えるわけでござります。そういう意味で、このような改正をいたしたいわけでござります。

第四は、日本国有鉄道が直接その本来の事業の用に供するために借り受けている車両で政令で定めるものについては、これを日本国有鉄道が所有する償却資産とみなして、市町村納付金を納付するものとしたわけでござります。日本国有鉄道が、予算の関係等がござります。車両製造会社から車両を買い付けられない。そこで、車両製造会社から一応車両を借り受けておきまして、随時その車両を買い取ることができ、こういう契約で使っております。車両が、昨年の三月三十一日現在におきまして三十億円を越えておるわけでござります。運賃の値上げ等の問題がござります。運賃の値上げ等

の問題がござります。非常に採算が苦しいために、買い受けられないために、やむを得ず車両製造会社から借りているわけでござります。しかし、将来は、これは日本国有鉄道の所有に移すようなものでござります。また車両製造会社に固定資産税を課し

ていくということにつきましては、何か少い問題があるようにも考えます。この納付金の対象に入れます。納付金として、国有鉄道から固定資産税にかわるものを関係市町村に納付してもらうというように改めたいわけでござります。納付金額にいたしまして二千五百万円という金額になるわけでござります。

その他規定の整備をはかりまして、たとえば、市町村の廃置分合がございましたり、境界変更がございましたりいたしました場合に、どのような権利、義務の帰属関係にするかというよりなことにござります。明確な規定を置いた方がよろしいんじゃないかと考えております。政令でその関係の規定を設けられるようにいたしたいと考えております。地方税法につきましても、同種の規定がござりますので、それと同じように政令を定めたいというふうに考えているわけでござります。

○委員長(本多市郎君) これより両案については質疑に入ります。質疑のおありの方は、順次発言願います。

○加瀬完君 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案について、二、三点伺いたいと思つております。

その提案の御説明の中にあります。固定資産の価格を基礎として算定した額によるものとするという言葉をござりますが、この固定資産の価格を基礎にして算定した額と、このたび改正をされた額というものとは、相当差があるのではないかと、その差額は一体どのくらいというふうに見積られておるか。

て金額が變つてくるわけでござります。純然たる行政目的に供して参りますような、あたかも防衛庁舎のような駐留軍の施設、あるいはまた、固定資産税におきまして課税からはずして参りますような病院関係の施設、こういうものを全部包含して計算をいたしますと、三十二億円くらいになると思つておるわけでござります。これに對しまして、倉庫は入るが、その他の固定資産税においては対象にならないような施設ははずすというよりな計算をして参りますと、十数億になるわけでござります。その倉庫の中には、さらにまた厳格に区分して参りますと、兵器庫のようのものでござります。純然たる行政目的に供されておる資産ということもできるのだからと思つてござります。従つて、非常にまあ厳格にしほつて参りますと、平年度十億といつておる金額が若干下つた数字ではないのかという考え方をしておるわけでござります。

○加瀬完君 一応財政計画で自治庁が考えになったのは、十億ではなかつたと思つたのですが、財政計画でお考えになりましたものとすると、今お話をいたしました固定資産税の対象になるものよりも幅を広くお考えになつたということになりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 財政計画に今入つておられますのは、もちろん五億でございます。先ほど私、十数億と申し上げましたが、十五億でございます。当初から実は十五億円くらいというところで大蔵省と話し合ひをいたしておつたわけでござります。財政計画がどうというところは、当時また他の収入

も見当で入れておるわけでございますから、当初金額で考えておったことが、数字が異動がありまして、財政計画全体の最後の結着については、それがためにどうこうということはないのではなからうかと思っております。

○加瀬完君 私、質問が少し足りずでありましたが、財政計画を立案いたしましたときの最初のころの収入見込額といいますが、その収入見込額はたしか十五億として計算をされたかに聞いておりますが、その前には、初めこの問題が出たときには、もっと大きな数字というものを考えになったのではないかと思われのですが、大体今固まったものは、そうすると、十五億という見込額を一応考えたが、平年度十億ということをやつていくと、こういふことになるのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話の通りでございますが、非常に率直に申し上げますが、予算編成にかかりましたころに、私たちがしては、調達庁も関係がございまして、防衛庁も関係がございまして、防衛庁や調達庁からも一つ予算の要求をしてくれないかというお話し合いをいたしましたわけでございます。その際に、調達庁としては、資産の範囲を区分することはなかなかむずかしいから、全資産を対象にするものとして計算をしたいということで、三十二億の数字を作られたわけでございます。私たちがとしては、固定資産税に準ずるものには限り限定すべきではないかと、そういう筋合いを考えておいたわけでございます。十五億という数字を持ちながら、一応、一番最初には、三十二億という調達庁の数字に合わせておったことがございます。

○加瀬完君 その次に、財政の状況等を考慮して算定した額を加算するといふ御説明ですけれども、これはまあ既得といいますが、今までいろいろな収入として見込まれておったもののほかに、その上にプラスされて、固定資産の価格を基礎として算定した額がその市町村ごとにふえてくると、こういふことになりませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) この交付金は、私たちが、固定資産税に準ずるものだと思っておりますので、全く機械的に配分できるように努力して参りたいと思っております。また飛行場や演習場の用に供されている土地に限定するのとが筋ではなからうか、こう思っておりますのであります。しかしながら、そういうところでありまして、大型の自動車が出入りたしまして、道路がずいぶん痛められるわけでありまして、また、学校に防音装置をしなければならぬというよりなこと、財政需要もかなり大きくなるのではないかと、さういふ意思で、さういふよりな施設所在のところで、たとえば算定された額を二倍するとか、五割増しするとか、割増ししていかねばならぬ。弾薬庫でありまして、消防施設をしなくてはならぬ。さういふより、六割増しをするとか、さういふよりな計算をしたらいかんものだらうというよりな考えをしております。

○加瀬完君 今の御説明、よくわかるのですがね。結局、この交付金をもらふ市町村の側からすれば、これは新しい一つの財源として加算されてくるわけです。さうすると、今まで不足需用額といふものの徴収されるものとの差額から一応算定して、交付税なり、特別交付税なりといふものをもらつておつた。さうすると、交付税なり特別交付税なりといふものは、新しい財源が入る分だけやはり減つてくるという形になるんじゃないか。さうすると、一生懸命になつて市町村が期待しておつたわけ運動したり、また期待しておつたわけですけれども、その期待といふものが、総収入というワケからすれば、あまり変つてこないといふことになるんじゃないか。確かに個有財産みたいな形には固まつてきておりますが、トータルでは変わらないといふことになるのじゃないか。現行としては、何かいろいろ運動いたしたのが、そこで私としては、交付税や何かの上に、特別にこういふものもプラスしてもらいたいという、大体下心といふものが強かつたのではないかと、さういふことにはならない、この法律の上からみると、と考えられますが、その関係どうなんでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) この交付金は、地方交付税を計算いたします場合に、基準財政収入額に算入いたします。従いまして、普通交付税がこの関係で減少になってくるという事はあります。なおまた、原則として固定資産税に準ずるものとしますから、基礎があるために、特殊な事情があるというところで、従来特別交付税の対象になつておつたといふ事ならば、それはやはり特別交付税の対象になるんじゃないかと思つておつた。ただ、特別交付税を計算いたします場合には、競輪、競馬の収入でありまして、やはり収入があるものとして差引計算をして参りますから、さういふ計算にはなからうかと思つておつた。しかしながら、さういふ制度ができたから、特別交付税の対象にならないのだといふことにもなり得ない、さういふ事に存じております。

○加瀬完君 普通交付税の計算の中にはこれは入れない。特別交付税の対象にはなるけれども、特別交付税の計算の中では、一応計算の中に入れられることもあり得る。さういふことだらうと思つて。それで今度は、具体的に、横須賀とか、どこでもよろしいのです。戦争前、いろいろ軍港とか、それぞれ施設によりまして、それを理由にする交付金をもらつておつた額と、さういふ形によつて新しく交付対象として交付される金額と、大体前にもらつておつたくらいに見合ふ額になるか、それとも全然形が違つて、あつた額にはならないか、ただ精神が幾分か付加されたといふことになるか、具体的に町村に当てはめてみると、さういふことになりませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) これは、市町村によつてかなり違ふと思つて。自衛隊の関係施設であります。飛行場、演習場の用に供する土地以外は対象としたしてありません。駐留軍の関係の施設であります。もつと広く対象にしているわけでありまして、従いまして、従来の軍港なり軍港関係施設として、さういふ方に利用されておるか。横須賀のように、駐留軍がたぐさんおりますところ、舞鶴のように、ほとんどおられませんところ、非常に違ふかと思つて。横須賀のようになると、従来受けておりましたものに近いもので、平年度ではいくんじやないかと私たちが考えております。

○大沢雄一君 関連して……。この助成交付金の本質が固定資産税に準ずると、さういふところから出発して今日に至つておるといふことにつきまして、ただいまの政府側の御説明でも、そのように伺つておるのですが、さう承知して間違ひございませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) そのように考へております。

○大沢雄一君 さういふいたしますれば、ただいま質疑応答がございましたが、財政の状況等を考慮してきめるといふことが法律案にはあります。が、これは、予算が固定資産税相当額より以上に取つてある場合に、初めてこれを適用することが正当になるので、今のうちに、固定資産税相当額が十五億あるにかかわらず、三分の二の十億きりない中で、しかもそれを財政の状況によつて、あるいは施設の状況によつて、一方の町村によいにするといふことは、他の町村の利益を侵害することにほかならない。しかし私は、本質から考へて、この財政の状況を少しよくするといふ建前そのものが、これは異議があるわけではありませんが、それならば政府は、やはり十五億の固定資産税相当額に少くとも二、三億なり、五億なり、プラス二十億なり予算を取つていなければ、私は公正な行政ができないと思つて、どう思ひますか。

○政府委員(奥野誠亮君) お話の気持は、私たちが同感な点が多いと思つておつた。また、その点をきつりと決着をつけることにつきまして、また政府内部で意見の対立をされたのだと言えます。大蔵省の立場から考へてみますと、その中には行政目的に供されてお

る施設がずいぶんあるんじゃないか。それに固定資産税相当額をどんどん国が交付していくことになるれば、とどまるどころを知らないじゃないか、こういうふうな考え方もございまして、固定資産税に淵源を發するものではないが、そういう市町村に對しては、それを考慮して、それに關連した財源を交付していくというところでの法律案ができてきたんだというふうに見ておるわけでありませう。財政の状況等を考慮する考慮の仕方にもいろいろあるわけございまして、對象の施設を非常にしぼる、しぼった結果は、特殊な事情があるにかかわらず、しぼられた影響だけをまるまる受けてくるような飛行場、演習場所在の市町村がございませう。あるいはまた、かなり行政目的に供されておるような国の立場から考えたならば、そこまでは固定資産税に準ずるような金を渡したくない。弱小の町村ではやむを得ないが、富裕な町村なら特に渡したくない。固定資産税すばりですから、そこに若干幅のある金でございませうので、そういうところには渡したくない、こういう金でありますので……。それで、計算された額を減額するかどうかという、こういう問題もございまして、ただ、いずれもこれは政令の問題でありまして、政府部内で話し合ひをしていく問題でございませうけれども、いろんな意味を含めて、財政状況等も考慮して配分するのだというふうな規定にいたしておるのであります。

○政府委員(加藤精三君) ただいまの大沢先生の御質問にお答えしたいのでございませうが、実は、この法律の成り立ちが、地方制度調査会におきまして決議されて、そしてそれがこの国会において具体化したわけございませうが、自治庁側といたしましては、どこまでもこういう数字を、本助成交付金の数字を政治的に譲られることだけは、絶対に拒否し続けてきておるわけでありませう。これを地方交付税の配分決定なんかと対比して私たちは考えておったわけでありませうが、地方交付税も、これも、普通交付金といひましても、特別交付金といひましても、いづれも政治的考慮を加えるべきものじゃない、必ず一定の基準に基きまして、普通交付金でございませうれば、これは、基準財政収入か、基準財政需要を積算の基礎にいたしまして決定するわけなのでございませう。まあそのほかの、補正係数その他の操作は加えますけれども、そういうふうにして成立するわけでありませう。特別交付金の場合でございませうけれども、十幾つかの基準がありまして、それによって計算していくわけございませう。どこまでも、そういう物税であるところの固定資産税を淵源とする財政財源補給制度だといふ本質は失いたくない。ただし、その総額は、地方交付税の総額も、われわれの考えております要求を満足させるだけの交付税総額ではないので、現在交付税率の引き上げの問題が起つておるわけございませうから、それと同じような意味におきましても、この助成交付金の総額は満足すべきものじゃない。しかしながら、その中につきましても、特にその地域が国有地として取られたり、あるいはそういう資産がもし国有であるいは公社等の所有でなかつたら、あるいは府県の所有でなかつたら、相当固定資産税が入つたらどうというよ

りな固定資産税の法的の課税制限によつて受ける打撃が特にその地方団体に強いものは、同情してやる方がいいだろ、そういうふうな意味で、何%かの金額を限つて、そういう方面に用いることができるようにしよう。大体普通交付税と特別交付税のような考え方で、その財源が十億というて、非常に十分でない中につきましても、そういう考慮を加えていきたい、こういうふうな考え方をしているのではありません。でたために、政治的に、そのうちの何割を限つて、恣意をまじえて配分しようというふうなことはならないように、十分注意いたす存念でございませう。

○大沢雄一君 ただいまの御説明がわからぬわけじゃありませんが、十分私としては納得いきかねるわけございませう。財政状況を私はしんしゃくするなと言つてはいいのでございませうが、もともと固定資産税に準じて、それに相当する分を交付金として交付してやろう、そうすることが正しい措置であるといふことで出発したしたのでありますから、その前提が十分満足させられて、しかるのち、余分があれば、財政状況を考慮することもけっこうだと思つておる。しかしながら、十五億固定資産税相当額必要などころを、三分の二の十億足りない中で、その中で、さらにある一方のものに事情をしんしゃくしてよけいやるというところは、他のほうの利益を侵害するといふことになるのであつて、今のこの予算の範囲内においてそういうことを考へるといふことは、正しい行政とはいへないじゃないか。これはやはり、財政状況を考へる必要があるとすれば、

少くとも十五億以上の予算が取つてなければならぬ。十五億の予算に達するまでの間においては、そういうことは、もつと大きい力のある所で、たとえば、交付税の特別交付税なり何なりでそれは調整しなければならぬのであつて、これにそういう作用を持たせるといふことは無理ではないか。私は、自治庁の最初の答弁と次の答弁は矛盾していると思ひます。

○政府委員(加藤精三君) この点は、はつきり申し上げますが、固定資産税の課税標準の算定の仕方と同じように、助成交付金の課税標準を算定して、固定資産税と同じ課率の百分の一、四をかけて、そしてその金がたとえ十五億円になるということございませうれば、お説の通りでございませう。しかしながら、従来の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律と同じような場合に、これは全然一般の地方税の固定資産税と同じく、課税標準の価格をそのまま全部としておるわけじゃないのでありまして、あるものについては八割とるとか、四割とるとかいうことになりまして、それを平年度十億の予算内でマネージしていくしかないわけであつて、それ以外の余裕は、政府に与へられていないわけございませう。立法論としては別でございませうけれども、法律論としては、そういう格好になるわけございませう。そういう点から見ましては、非常に不十分な点でございませうが、不十分な中におきましても、なお、従来美田であつて、元の税法では地租が十分入つた、現在では、その地方税の中でも固定資産税が相当多く入つていたものが、それが今度接収さ

れたというふうな、非常に気の毒な場合がある。特別交付税の場合においても、税収の激減があつたような場合には、特に特別交付税で見るといふ算定の基準がございませうので、そういう意味で、政治的な意味でなしに、純事務的に、財政の状況をしんしゃくして配分することもあり得るじゃないか、こういうふうな考えでおるのであります。

○鈴木壽君 どうも話がちよつとわからなくなりましたが、まず、部長と次官との間の話に食い違ひがあるように私聞いたんですが、そこをはつきりさしておきたいと思ひます。

一つは、部長のお話では、普通交付税のそれには關係なしにやる。特別交付税の場合には、算定される場合もあつて、加藤委員との質疑応答の中で、そういうことをはつきりお話された。次官の話をおいてみますと、普通交付税でも、財政収入、財政事情を考へてやるんだから、それに入るのだというふうにおっしゃつたように私ちよつと聞いたのですが、そこをちよつと。

○政府委員(加藤精三君) 大へん私説明が悪かつたので、私の申し上げんとした趣旨は、この国有提供施設の助成交付金の配分の仕方について、財政事情による特別配分というものには、金額が少いから無理じゃないかというものが委員会の動きとつたのです。それをどうやってやるか、そういうことはおかししいのじゃないかということに對して、そういうお説に對して当局側の説明を申し上げて御了解を得ようとしたのであります。そのとき例に使つたのが、たとえば地方交付税の総額は、地方財政を補つてに十分な金額

でないのかかわらず、地方交付税の場合においても、財政事情によるしんしゃくを加えた、特別交付税というものもあるんじゃないかというのを申し上げようと思つたのです。例に引いたのでございまして、国有提供施設の交付金の配分を受けた所は、特別交付税がなくなるとかなくならないとかという問題には関連のないことを例にとつて申し上げたので、非常にお聞きになつた方で御迷惑されたのだからと思つてあります。

私の言わむとするところは、固定資産税の課税標準価格算定と同じ方法で、かなり全国に多く散在しておりまして、駐留軍基地や自衛隊基地の総資産価格を調べますと、それこそ十億を増すことに實際なるのです。なるのだけれども、しかしながらその中について行政財産的な色彩の多いものとかそういうふうなものには、純民法的存在というが普通の固定資産をかける、普通の資産とは程度を少し違えた価格を課税標準に組んでいいのがあるのじゃないかというのを申し上げたわけなんです。それこそ十億の中をマネージしてしまつて、適切な配分をやつていく。適切な配分をやつていく。実際には十分な予算金額ではないけれども、地方交付税総額が、現在の地方団体財政状況から見ても十分でないのかかわらず、その中にも特に気の毒なものには特別交付税という一つの項目を作つて、それとして財政調整をしていくのだから、その程度の小規模の財政調整は、国有提供施設の交付金についてもあつていいじゃないか。地方財政の財源の淵源としてそういう規制

があつてもいいじゃないか。こう考えたわけなのでございまして、それは中国国家機関の方に新しい負担になるので、この金額はできるだけ制限したいという政府の一方の側の、大蔵当局の側の考え方と同時に、従来地方財源にはなかつた一つの財源であるから、それで既得権を侵害するときに同じように非常にもしろくくない形のものでもない。大沢先生のお話によれば、財政的事情によつて特殊な考慮がある地方団体の受ける交付金に加えるならば、その当該地方団体はいいかもしらぬけれども、これに準ずる、同じ状況に近いところの他の地方団体の既得権が侵害されるのじゃないかというお説でございしますけれども、このたびは新しく財源が加わるのでございまして、既得権を侵害するといふ形ではないといふことを申し上げたのでございします。

鈴木壽君 どうも話を聞くとますますすわからなくなつてくるのですが、これは既得権の侵害とか何とかというのでなしに、これは当然固定資産の価格の評価に準じて、準ずるといふ意味のとおり方にもいろいろあると思ひます。当然その市町村でそれこそ収入となるべきものが今まではなかつた。それをみてやろうといふことなんだと思ひます。それに間違いないと思ひます。それによつて、何も既得権とか何とかというのじゃないに、当然侵害しないから、少しぐらいの価格を引き下げてみても、安くやつても何も侵害しないといふことではないとお話ですが、これは提案説明の趣旨からも、間違つたあなたのお答えになると思ひます。

ですから端的に言つて、あなたもおつしやつたように、金は十億しかないのだ。苦しいという事情からいろいろなことをおつしやつておるようではございしますけれども、理屈からいへば、説明の要旨等からいいたしますと、どうにも私どもには納得できないものがあるように思ひます。大沢さんのおつしやるように、あるいは加瀬委員の御指摘の通り、第一、固定資産の価格に準ずるといふ、その準ずるといふことですよ。これは勝手に切り下げてよいといふことではないと思ひ、準ずるといふことは、しかもさういふ一応の前提にあなたが考へられました必要額からすれば約三分の一ぐらい落ちておる。さういふためにあなた方は今度は対象をしぼつてきておるのです。当然該当すべき対象をしぼつて、あれは要らないのじゃないか、これも要らないのじゃないかといふことが一つ。さらに価格の算定に当つても、それをまた引き下げておる。さういふことをやつてよくやく十億のつじつまが合ふようになさうとしておるのじゃないかと思ひます。さらに考へ方として、さういふこともあつてもいいと思ひますけれども、今、問題となつておりますところの地方の財政状況を勘案してやるといふようなことも今度つけ加えられますと、ますますつて不合理が出てくると思ひわけです。

ですから、これはまああなた方いろいろ御説明をなさいますけれども、筋の通つたものとしては私どもは受取れない。準ずるといふことにおいて問題が一つあると同時に、対象もしぼつて除外して、なおさらにその上に地方の財政状況を勘案するために必

要な金も、それから寄せなければいけない。さういふ三重の、私どもからいへば不合理なことをあえてなさうとしておる事情はわからないわけではございしません。金を詰められて、十五億ほしいといつたところを十億しか出てこない。しかも今年度はその半分の五億だといふところに、あなた方の説明の苦しさも私はあると思ひますが、あまり合理化するような説明のされ方をしますと、何だい、というよりなことを言いたくなるのですが、いかがでございしますか、その辺。

政府委員(加藤精三君) 金額の十分でないことは認めるのであります。それでその点につきましてはお説の通りでございまして、衆議院におきましては、将来はこの金額を増額して、固定資産税に準ずるものとして合理化されるように御希望がございました。それに対しては、政府当局としては、できるだけ努力をするといふことをお答えいたしておりますのでございします。ただこの法律ができましたから実務をあずかる自治庁の立場といたしましては、どこまでも、さういふ分量で政治的に公金の配分がなされないことを確保したいと思ひまして、その中にございまして、一定の基準をつけたいといふことを申し上げたのでございします。

鈴木壽君 やめますが、今の、將來、衆議院の委員会等におきましてつけました決議等については努力なさると、さういふお話をさせていただきますが、この問題、これは簡単に努力なさるといふことで解決がつくかどうか、私は実は心配なんです、十億取るにもなみなみならぬおそろくあなた方がた御

力をなさつたと思ひます。もつとほしいというものを十億にとめられたので、単なる努力に終りそうですか。それとも何かめどがあつておつしやるのですか。

政府委員(加藤精三君) この交付金に関する法律が完全に妥結をみますまでは、数カ月ずいぶん困難いたしたようなわけにございまして、なかなか予算が、その前に予算そのものにもずいぶん、数年にわたつて努力が要つたわけにございします。しかしながら、この制度が運営せられます段階になりまして、おそろく非常な、各地方団体間にも好評を博し、また政府の施策もやりやすくなるだらうと思ひます。効用は大きいと思ひます。効用が大きければ、従つて政府も国会もその効用を認めることになりまして、逐次この予算金額も改善されて参るといふ考えでございします。で、実施当初の第一年度だけの経験によつて、直ちに予算金額を増額するといふことは、従来の予算折衝の段階ではなかなかむずかしいのでございしますが、数年中には必ず御期待に沿うように増額されることを考へております。

鈴木壽君 どうも心細くなりましたが、数年中となりまして、これはいつのことやらちよつとわかりませんが、私実は心配だといふのは、あなた方がたしばしば御説明があつたように、本年度、初年度においては五億と、平年度では十億という取りきめをちゃんと大蔵省との間にきめておるというふうな私感じておるのですが、それをさらに御努力なさると。これは国会の要望もあるし、決議もあるのだからと、こ

いろいろことも一つの条件にはなつてくると思いますが、しかし簡単ではないという心配のためにお聞きしたのですが、なるほど、やはり数年後にこころいことが解決されるということであれば、三十一年度について、これは一つ解決できるような最大の御努力を私要望して質問を打ち切ります。

○加瀬亮君 ちよつと。今問題になつておるのは、自治庁の固有提供施設等所在市町村助成交付金というものの考へ方が、私はちよつと国有資産等所在市町村の交付金納付金と同じような考へ方に立っておりまして、今のような問題になつてくると思つて、今、軍港都市などに対する交付金、助成金などというものが、ただ今の固定資産税の肩がわりだけを意味しておるのじゃないかと、この施設があるために特別に行政費を必要とするので、その行政支出に見合ふところを何とかカバーしてやろつという考へ方が、軍港都市などに対する交付金や助成金という制度になつて施行されておつたのじゃないかと。それを今度は固定資産の価格だけを基礎として算定するところ、かつての考へ方と違つたところがあるので、率直に言うならば、プラスすべきものをプラスしてないという見方にもみられるやうな方だといふことになる、たとえばです、一応こころいものを立てて、ほかに交付金の単位費用などにおいて、この助成金、交付金のような、こころい施設を必要とするところに、特別の行政費を必要とするならばそれをカバーしよ、こころい単位費用の計算でも新しく強められるというならば、これだけで非常に見合つてきますけれども、

そうではないとすると、これはどうして固定資産の価格を基礎として算定するといふことであつては、この価格がいつだつて一応事務的に計算したもので、よりは割引きされた形になるのですから、従つてその方に加算をするといつたら、加算をするのじゃなくて、減算をして計算しなければならぬ結果がどうしても生ずるのです。これはあくまで大沢委員からも付帯決議などが出ますので、それらによりまして、ある程度付帯決議の通りやつていただければ、改善されると思つていただけぬものと根本的に考へなければならぬのです。こころい施設を持つてゐるものには特別な行政費がかかる。それをどう計算してやるかといふことも考へていただきたい。これは希望です。お願い申し上げます。

あつたわけでありまして、そういう意見ををとる必要からいたしまして、しかしながら基地のある市町村の財政については、何らかの措置を講ずる必要がある。こころいようなところから漸次歩み寄りができまして、生まれて参つたのが今度の制度だと、かように考へてゐるわけでありまして。

いづれにいたしましても、固定資産税に淵源を發するものであることには違ひない。しかしながらそのずばりだといふことになつて参りますと、一方に反対意見がある。しかしまたおつしやいますように、基地所在の単なる財政を心配した交付金だといふことになつて参りますと、市町村の固有の税源を与えようといふ自主的な財政運営を企図する見地からいまして、非常な問題が起つてくる。そこで兩者を折衷して、固定資産税に淵源を發するものだといふことはつきりさせるために、当該固定資産の価格を考慮して配るのだといふ線を打ち出し、また基地の特殊な財政事情といふことも頭においてゐるといふことで、当該市町村の財政状況を考慮して配るのだといふ線も出したわけでありまして。言いかえれば、両案の折衷説みたいなものがこの制度だといふことに、私も考へてゐるわけでございます。固定資産税がずばり八割かけてゆく、それからその二割につきましては、当該市町村の財政の状況等を考慮してできれば対象にして参りたい、こころい考へ方をしているわけでありまして。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほど来申し上げてゐることでありまして、重ねて率直に申し上げておきたいと思つて、当初自治庁として、駐留軍に貸し付けてゐる資産でありまして、その使用の実態におきまして、他の所有に属すれば、固定資産税を課せられるものであれば、やはり固定資産税収入を所在の市町村に与えていくという法律ができてゐるのだから、固有資産等所在市町村交付金に關する法律ができてゐるのだから、固有資産等所在市町村交付金として所在市町村に与えていく、こころい考へ方を持つていたわけでありまして。もう一方大蔵省の事務当局の考へ方によりまして、大部分行政目的に供されてゐる財産じゃないか、そつちのこころいについてまで固定資産税の対象にしてゆくといふことになる、とどまることを知らない、こころい反対的な意見が

お手元に資料を配付しましたが、この両案に關連のある諸願が四件当委員会に付託になつておられます。よつてこの際法律案の審査の参考とする意味におきまして、間に挟みまして、これらの諸願の審査を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員(本多市郎君) 御異議ないと思つて参ります。諸願第五百九十七号防衛施設所在市町村交付金に關する法律制定の諸願ほか三件を一括して議題に供します。まず専門員より内容の説明を聴取いたします。

○委員(本多市郎君) それではこの際、両案に關連する諸願の審査についておはかりいたします。

○委員(本多市郎君) 御異議ないと思つて参ります。諸願第五百九十七号防衛施設所在市町村交付金に關する法律制定の諸願ほか三件を一括して議題に供します。まず専門員より内容の説明を聴取いたします。

○委員(本多市郎君) 御異議ないと思つて参ります。諸願第五百九十七号防衛施設所在市町村交付金に關する法律制定の諸願ほか三件を一括して議題に供します。まず専門員より内容の説明を聴取いたします。

○委員(本多市郎君) 御異議ないと思つて参ります。諸願第五百九十七号防衛施設所在市町村交付金に關する法律制定の諸願ほか三件を一括して議題に供します。まず専門員より内容の説明を聴取いたします。

改正して非課税、公営住宅は交付金、納付金の対象からはずすように法律の改正を望むといふものがございます。

○委員(本多市郎君) 次にこれら諸願に対する政府の意見を聴取いたします。

○政府委員(奥野誠亮君) 駐留軍に提供して参ります施設と、自衛隊に提供して参ります施設につきまして、全面的に交付金の対象にするのだといふことになつて参りますと問題があるを考へてゐます。やはり純然たる行政目的に供されてゐるものにつきましては、交付金の対象に加えることについては慎重でなければならぬといふふうに存じておられます。

お願いいたします。それでは両法律案  
に対する質疑を続行いたします。質疑  
のおありの方は順次御発言を願いま  
す。……別に御発言もなければ両法案  
に対する質疑は終局したものと認めて  
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(本多市郎君) 御異議ないと  
認めてさよう決定いたします。

まずこの両案のうち、国有提供施設  
等所在市町村助成交付金に関する法律  
案についてこれより討論に入ります。  
御意見のおありの方は賛否を明らかに  
してお述べを願います。また付帯決議  
等がございましたら、討論中にお述べ  
願います。

○大沢雄一君 私はこの法案につきま  
しては、長い間の懸案事項がここに実  
現したことでもありますし、また本  
委員会としてのさきの決議要望の趣旨  
にもこたえておるものがございます  
し、地方制度調査会の要望等もござい  
ますので、まあ百パーセントその要  
望に沿うているとは思いませんが、こ  
の際これが実現したということは非常  
に喜ぶべきものとして賛成の意を表し  
たいと思っております。

しかしながら、なおこの法案の趣旨  
を十全に達成いたしますために、お  
手元にお配り申し上げましたような付  
帯決議をこの際付したいと思いまし  
て、付帯決議案を提出するものでござ  
います。朗読並びに説明は省略いたし  
ますが、先ほどの質疑応答の趣旨に  
よりまして各委員十分御承知のこと  
と存じますので、省略いたしたいと思  
います。

〔参照〕  
附帯決議(案)

本法の実施に当り政府はその運用  
の適正を期すると共に、左の諸点に  
つき改善の必要があるものと認める。  
一、助成交付金は固定資産税に代る  
性格のものであるから、なるべく  
速かに国有資産等所在市町村交付  
金及び納付金の制度に併合するこ  
と。

一、助成交付金の予算計上額は過少  
であるから少くとも当該資産に対  
する固定資産税相当額まで増額す  
ること。  
右決議する。

○加瀬亮君 たいま提案の法律案に  
は賛成をするものでありますが、若干  
の希望事項を述べまして、政府の留意  
を促したいと思っております。

一点は、今部長が御説明のように、  
○八分は固定資産税そのものずばり  
として配り、あとの○二分は財政状  
況に応じて配分をするのだ、こういう  
お話でございますが、固定資産価格を  
基礎として算定した額に、財政状況に  
よる算定分がプラスされております  
ば、今おっしゃったような形になりま  
すけれども、本年度の予算額を見まし  
ては、この御説明の法律の内容とはは  
なはだしく相反しております。この点  
予算額で確実に○八プラス○二の、  
すなわち固定資産税に財政況による算  
定分の配分ができるような予算措置  
というものをしてもらわなければ、こ  
の法律には相反することになりますか  
ら、その点御留意をいただきたいと思  
うのであります。

第二点は、交付税あるいは特別交付  
税との関係が、御説明の範囲におきま

しては必ずしも明確になっておりませ  
ん。で、どういふ角度から言いますと  
も、既得権と申しましょるか、今まで  
財政的に獲得できたものが、いかなる  
形におきましてもマイナスされるとい  
うことであってはならないと思いま  
す。この点もう少し具体的に配分の上  
で御留意をいただかなければならぬ  
と思っております。

第三点は、以上のようなこの法案そ  
のものの中には、どうも留意をしてい  
ただかなければならない点もございま  
るので、それらを確実に実現させる  
ため、大沢委員提出の付帯決議とい  
うものは、最低限どうしても必要とい  
うことになりましたので、この大沢委員提  
出の付帯決議を来年度から實際効力あ  
らしめるように御措置願いたい。

以上三点の希望を述べまして賛成の  
討論といたします。  
○委員長(本多市郎君) 他に御発言も  
なければ討論は終局したものと認めて  
採決に入ります。国有提供施設等所在  
市町村助成交付金に関する法律案を問  
題に供します。  
本案を原案通り可決することに賛成  
の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(本多市郎君) 全会一致と認  
めます。よって本案は全会一致をもつ  
て原案通り可決すべきものと決定いた  
しました。  
次に討論中大沢君より提出されまし  
た付帯決議案を議題に供します。大沢  
君提出の付帯決議案を、本委員会の付  
帯決議とすることに賛成の諸君の挙手  
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(本多市郎君) 全会一致と認  
めます。よって大沢君の付帯決議案は  
全会一致をもって委員会の決議とする  
ことに決定いたしました。

次に、国有資産等所在市町村交付金  
及び納付金に関する法律の一部を改正  
する法律案について討論に入ります。  
御意見のおありの方は賛否を明らかに  
してお述べを願います。……別に御発  
言もなければ、討論は終局したものと  
認めてこれより採決に入ります。国有  
資産等所在市町村交付金及び納付金に  
関する法律の一部を改正する法律案を  
問題に供します。本案を原案通り可決  
することに御賛成の方の挙手を求めま  
す。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(本多市郎君) 全会一致と認  
めます。よって本案は、全会一致を  
もつて可決すべきものと決定いたしま  
した。  
なおただいま可決されました両案に  
つきまして、本院規則第四百四条による本  
会議における委員長口頭報告の内容、  
第七十二条により議長に提出すべき報  
告書の作成その他自後の手続につきま  
しては、慣例によりこれを委員長に御  
一任を願いたいと存じますが、御異議  
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(本多市郎君) 御異議ないと  
認めてさよう決定いたします。そ  
れから報告書には多数意見者の署名を  
付することになっておりますから、両  
案につき可とされた方はそれぞれ御署  
名をお願いいたします。

多数意見者署名  
大沢 雄一 伊能 芳雄  
安井 謙 伊能繁次郎

館 哲二 岸 良一  
小柳 牧衛 鈴木 壽  
久保 等 加瀬 完  
成瀬 輪治  
○委員長(本多市郎君) 午前の会議は  
この程度にいたしましたして休憩をいたし  
ます。

午後零時二十三分休憩  
〔休憩後開会に至らなかつた〕

昭和三十一年五月十四日印刷

昭和三十一年五月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局